

平成29年度大分県肉用牛経営安定対策補完事業実施要領

制定	平成23年7月29日付け23農畜機第1896号承認
改正	平成24年6月4日付け大畜協第375号
承認	平成24年8月30日付け24農畜機第2311号
改正	平成25年5月20日付け大畜協第258号
承認	平成25年8月15日付け25農畜機第2164号
改正	平成26年5月21日付け大畜協第274号
承認	平成26年6月12日付け26農畜機第1135号
改正	平成27年5月27日付け大畜協第300号
承認	平成27年8月11日付け27農畜機第2178号
改正	平成28年6月15日付け大畜協第353号
承認	平成28年8月17日付け28農畜機第2536号
改正	平成29年6月22日付け大畜協第377号
承認	平成29年8月1日付け29農畜機第2446号

公益社団法人大分県畜産協会（以下「協会」という。）は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、「畜産業振興事業の実施について」（平成15年10月1日付け15農畜機第48号-1）及び「畜産業振興事業に係る補助金交付の停止措置について」（平成26年3月31日付け25農畜機第5376号）及び肉用牛経営安定対策補完事業実施要綱（平成29年3月29日付け28農畜機第6598号。以下「要綱」という。）に基づき、繁殖雌牛の増頭の取組への支援、高齢化等に対処する肉用牛ヘルパー組織への支援及び肉用牛振興を図るための事業を実施することとし、その実施に当たっては、要綱等で定めるもののほか、この実施要領（以下「県要領」）の定めるところによる。

第1 事業実施主体

協会又は農業協同組合、農業協同組合連合会、生産者集団、公社（地方公共団体等で構成されているものに限る）の団体（以下「生産者集団等」という。）及び肉用牛ヘルパー利用組合（以下「利用組合」という。）が、地域における自主性と創意工夫を活かした肉用牛振興に必要な事業を実施する。

1 生産者集団

生産者集団は、3戸以上の農業者から構成され、次に掲げるすべての事項を内容とする規約を有するものとする。また、第2の1の（1）のアの奨励金の交付対象者である生産者集団（以下「交付対象生産者集団」という。）の構成員は、新たに事業に参加した年度以降3年間は変更できないものとする。ただし、協会会長がやむを得ないと承認した場合はこの限りではない。

- （1）生産者集団の目的、名称、事務所の所在地、代表者及び構成員に関する事項
- （2）生産者集団の運営に関する事項
- （3）肉用牛生産の振興に関する事項
- （4）その他生産者集団の目的の達成に必要な事項

2 利用組合（第2の1の（4）の事業に限る）

利用組合は、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の8第1項に規定する事業を行う法人をいう。）、一般社団法人等若しくは大分県知事が適当と認めるその他の法人又は農業者の組織する団体であって、次に掲げる事項のすべてを内容とする規約を有するとともに、その規約について協会会長の承認を受けるものとする。これを変更する場合も同様

とする。また、協会は、規約の承認に当たっては、大分県知事に協議するものとする。これを変更する場合も同様とする。

- (1) 利用組合の目的、名称、事務所の所在地、代表者及び利用組合員に関する事項
- (2) 利用組合の事業及びその運営に関する事項
- (3) 利用組合の経理に関する事項
- (4) 肉用牛ヘルパーの業務内容等に関する事項
- (5) 肉用牛ヘルパーの利用料金に関する事項
- (6) 肉用牛ヘルパーの作業中に起きた損害に関する利用組合及び肉用牛ヘルパーの責務に関する事項
- (7) その他肉用牛ヘルパー業務の一部を委託する場合の委託内容等及び利用組合の事業実施に必要な事項

第2 事業の内容

この事業の内容は、「大分県酪農・肉用牛生産近代化計画」に即した肉用牛の生産振興に資するため、次に掲げる事業を協会が実施し、又は生産者集団等が実施するのに要する経費について、協会が補助するものとする。

1 肉用牛生産基盤強化対策事業

(1) 中核的担い手育成増頭推進

ア 事業の内容

地域の中核的担い手が、計画的に優良な繁殖雌牛を増頭した場合における増頭実績に応じた奨励金の交付

イ 奨励金交付対象者

奨励金の交付対象者は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (ア) 肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和63年法律第98号）第6条第1項に規定する生産者補給金交付契約を協会との間で締結している者であること。また、交付対象生産者集団にあっては、その構成員の全員が同契約を締結していること。
- (イ) 繁殖雌牛の増頭計画を有し、原則として、事業実施年度の前々年度の1月1日から前年度の12月31日（新規の事業参加者については、前々年度の1月1日から前年度の3月31日）の間に満9か月齢以上の繁殖雌牛を増頭し、又はその頭数を維持した者であること。ただし、別表1に定める繁殖雌牛の事故等により、繁殖雌牛の頭数を維持できないことがやむを得ないと認められるとき及び事業実施年度の前年に繁殖雌牛を飼養していない者であって、新たに繁殖雌牛の飼養を開始する者は、この限りでない。
なお、平成29年度における平成28年度事業に参加した者に係る前々年度の1月1日の繁殖雌牛の飼養頭数は、満12か月齢以上の個体を対象とするものとする。
- (ウ) 事業実施年度の12月31日現在の繁殖雌牛の飼養頭数が10頭以上であること。なお、交付対象生産者集団にあっては、事業実施年度の12月31日現在の当該生産者集団の構成員が飼養する繁殖雌牛の合計頭数が10頭以上であること。
- (エ) 参加申請書（別紙様式第8号）を生産者集団等に提出すること。

ウ 奨励金交付対象牛

奨励金の交付対象牛は、エの期首から期末の間に増頭したものであって、次に掲げる（ア）から（エ）の全ての要件を満たし、かつ、（オ）又は（カ）のいずれかに該当するものとする。

- （ア） 繁殖目的に飼養されている黒毛和種、褐毛和種、日本短角種、無角和種、その他の肉専用種（乳用種と肉専用種の交雑種は含まない。）であること。
- （イ） 事業実施年度の12月31日現在での月齢が満9か月齢以上であること。
- （ウ） 導入時点での月齢が満72か月齢未満であること。
- （エ） 同一の奨励金交付対象者において、国及び機構から繁殖雌牛の導入、保留及び増頭に係る補助金の交付を受けていないこと。
- （オ） 対象牛の枝肉重量の育種価又は期待育種価が本事業を実施する都道府県等又は、対象牛が生産された都道府県等の育種価の上位2分の1以上であるか、対象牛のロース芯面積、バラ厚、皮下脂肪厚、歩留基準値及び脂肪交雑の育種価又は期待育種価のうち、2つ以上の形質の育種価が大分県又は、対象牛が生産された都道府県等の育種価の上位2分の1以上であること。
- （カ） 対象牛の枝肉重量の育種価又は期待育種価が大分県又は、対象牛が生産された都道府県等の育種価の上位2分の1以上であり、かつロース芯面積、バラ厚、皮下脂肪厚、歩留基準値及び脂肪交雑の育種価又は期待育種価のうち、1つ以上の形質の育種価が本事業を実施する都道府県等又は生産された都道府県等の育種価の上位2分の1以上であること。

エ 奨励金交付対象頭数

奨励金の交付対象頭数は、（イ）の期末頭数から（ア）の期首頭数を差し引いた頭数とし、1生産者当たり50頭を上限とする。ただし、奨励金の交付対象生産者集団にあっては、1集団当たり50頭を上限とし、また、全ての構成員が増頭している場合に限り、奨励金を交付できるものとする。

また、事業実施年度の前年度の事業参加者で、前年度において、当該事業参加者に係る増頭分のうち、期待育種価について、技術的な問題でウの（オ）又は（カ）のいずれかの要件に該当することが判明しなかった繁殖雌牛が、事業実施年度において、同要件に該当することが明らかとなった場合であって、当該事業参加者が事業実施年度に繁殖雌牛を増頭又は頭数を維持（交付対象生産者集団の構成員にあっては増頭した場合に限る。）したときは、当該繁殖雌牛を奨励金交付対象頭数とすることができるものとする。この場合、1生産者又は1交付対象生産者集団当たりの奨励金の交付対象頭数は、事業実施年度の奨励金交付対象頭数の上限である50頭とは別に、前年度の奨励金交付対象頭数の上限である50頭から前年度に奨励金を交付した頭数を差し引いた頭数又は前年度に期待育種価が判明しなかった頭数のいずれか低い頭数を上限として、事業実施年度の奨励金交付対象頭数に合算することができるものとする。

（ア）期首頭数

事業実施年度の前年度の1月1日現在（新規の事業参加者については、事業実施年度の4月1日現在）の繁殖雌牛飼養頭数とする。ただし、イの（イ）のただし書きにより繁殖雌牛の頭数が維持できなかった者の期首頭数は、事業実施年度の前々年度の1月1日現在の繁殖雌牛飼養頭数とする。なお、平成28年度以前における期首頭数は、期首時点で満12か月齢以上の個体を対

象とするものとする。

(イ) 期末頭数

事業実施年度の12月31日現在の繁殖雌牛飼養頭数とする。なお、期末頭数は事業実施年度の12月31日時点で満9か月齢以上の個体を対象とするものとする。

オ 繁殖雌牛の飼養台帳の整備

(ア) 生産者集団等は、生産者ごとに肉専用種繁殖雌牛台帳（別紙様式第9号）を作成し、育種価を確認できる書類及び個体識別番号等で確認するとともに、整備・保管するものとする。イの（ウ）の交付対象生産者集団においては、構成員ごとに肉専用種繁殖雌牛台帳を作成するものとする。

(イ) 生産者集団等は、実績報告書を提出する前までに、繁殖雌牛台帳（別紙様式第9号）及び関連する「牛個体識別台帳（牛トレーサビリティ）」等の証拠書類をあらかじめ協会へ提出しなければならない。

(2) 優良繁殖雌牛導入支援

ア 事業の内容

地域の改良に必要な優良繁殖雌牛の導入を通じて地域の改良基盤を維持するため、導入計画に基づき生産者集団等が次の（ア）、（イ）の取組を行う場合に奨励金を交付

(ア) 雌牛を購入し、一定期間自ら飼養する場合

(イ) 雌牛を購入し、農業者、公共牧場、農事組合法人を含む農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する法人をいう。）に対し、一定期間貸し付ける場合（生産者集団等が他の生産者集団等又は市町村を經由して、貸し付ける場合を含むものとする。）

イ 貸付対象者

家畜導入事業実施要領別記第5の4の（2）に基づき、同事業による繁殖雌牛の貸付に係る国の交付金相当額の国庫への納付を終了していない基金造成主体が設置する債権管理委員会の審査等において、本事業の対象としないとされた生産者は貸付対象者から除くものとする。

ウ 貸付対象牛

奨励金の交付対象牛は、次の（ア）及び（イ）の要件を満たし、（ウ）又は（エ）のいずれかに該当する雌牛とする。

(ア) 国及び機構が実施する、繁殖雌牛の導入、保留及び増頭に係る事業の補助金を受けていないこと。

(イ) 家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第32条の2第1項の農林水産大臣の承認を受けた者（以下「登録団体」という。）が行う登録又は登記を受けた肉専用種の雌牛であること。

(ウ) 父牛又は母牛の育種価又は期待育種価の形質1つが、大分県又は生産された都道府県等のいずれかにおいて上位2分の1以内であり、かつ家畜改良増殖目標や大分県の改良方針を勘案し、大分県が推奨する雌牛であること。

なお、大分県が推奨する雌牛とは、大分県肉用牛改良推進協議会で定める雌牛を言う。

(エ) 父牛又は母牛の育種価又は期待育種価の形質2つ以上が、大分県又は生産された都道府県等のいずれかにおいて上位2分の1以内であり、かつ家

畜改良増殖目標や大分県の改良方針を勘案し、大分県が推奨する雌牛であること。

なお、大分県が推奨する雌牛とは、大分県肉用牛改良推進協議会で定める雌牛を言う。

エ 貸付期間

アの一定期間とは、雌子牛（満6ヵ月齢以上12ヵ月齢未満）にあっては、購入後概ね42ヵ月又は雌子牛の購入後生産された産子の枝肉成績が得られる時点までのいずれか短い期間、成雌牛にあっては、購入後概ね36ヵ月又は成雌牛の購入後生産された産子の枝肉成績が得られる時点までのいずれか短い期間とする。

(3) 繁殖雌牛の増頭に資する簡易牛舎等の整備

ア 事業の内容

酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）第2条の3第1項に基づく大分県計画において示された経営指標に沿って実施する肉用牛経営の育成及び繁殖雌牛の増頭等に資する簡易牛舎の整備、施設の改造に必要な資材の支給及び器具機材の導入

イ 取得した簡易牛舎、資材、器具機材については、次のとおり取り扱うこと。

(ア) 生産者集団等（代表者）として会計の処理を行うこと。

(イ) 生産者集団等において肉用牛の生産性向上に関する計画を作成し、当該計画において、取得する施設の計画上の位置付けを明確にすること。

(ウ) 生産者集団等は、管理利用規程を設けるとともに、その管理運用を生産者集団等の構成員に行わせる場合にあっては、当該構成員と貸付契約を締結すること。

ウ 生産者集団等は、「畜産関連事業における飼料自給率向上計画の策定について」（平成18年3月31日付17生産第2867号生産局長通知）に基づく飼料自給率向上計画（以下「飼料自給率向上計画」という。）を作成していること。

(4) 肉用牛ヘルパー推進

担い手の高齢化等に対応し、肉用牛生産の労働負担の軽減を図るため、肉用牛ヘルパー利用組合が実施する肉用牛ヘルパー活動の組織化、要員確保、肉用牛ヘルパー要員の出役調整、傷害保険及び損害保険の加入、傷病時等の際の肉用牛ヘルパー利用に係る互助制度の推進等の活動に対して助成する。

第3 事業の要件

1 配合飼料価格安定制度の安定的な運営を確保するための措置

配合飼料価格安定制度の安定的な運営を確保するため、第2の1の(1)の事業の参加者及び(2)の優良繁殖雌牛の貸付けを受ける生産者及び(3)繁殖雌牛の増頭に資する簡易牛舎等の整備を実施する構成員は、原則として、「配合飼料価格安定対策事業実施要綱」（昭和50年2月13日付け農林事務次官依命通知）に定める「配合飼料価格安定基金」が定める業務方法書に基づく配合飼料価格差補てんに関する基本契約及び平成28年度において数量契約を締結している者が、平成29年度においても継続して数量契約を締結していることを確認するものとする。

2 環境と調和のとれた農業生産活動

第2の1の(1)の参加者及び(2)優良繁殖雌牛の貸付けを受ける生産者及び(3)繁殖雌牛の増頭に資する簡易牛舎等の整備を実施する構成員は、「環境と調

和のとれた農業生産活動規範について」(平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知。以下「環境規範」という。)に基づく環境と調和のとれた農業生産活動規範点検シートにより、環境と調和のとれた農業生産活動が行われるよう努めるものとする。

第4 事業の実施

1 事業実施計画の作成

事業実施主体となる生産者集団等(交付対象生産者集団を除く。以下同じ。)及び利用組合は、事業の実施に当たっては、協会が定める期日までに、事業実施計画(別紙様式第1号の別紙)を作成し、協会会長に提出するものとする。

協会は、提出された事業実施計画を取りまとめ、別紙様式第1号の別紙を内容とする事業実施計画を作成し、大分県知事に協議するものとする。これを変更する場合も同様とする。

2 事業の期間

この事業の実施期間は、平成29年度とする。

第5 補助金の額

補助金の額は、第2の事業ごとに、予算の範囲内において別表2の補助対象経費ごとに定めた補助率又は補助限度額により算出した額とする。

第6 補助金交付の手続き等

1 補助金交付申請及び交付決定

(1) 生産者集団等及び利用組合は、補助金の交付を受けようとする場合は、協会会長が別に定める期日までに補助金交付申請書(別紙様式第1号)を作成し、協会会長に提出し承認を受けるものとする。

協会会長は、提出のあった補助金交付申請書等の内容を審査の上、適当と認められる場合は、補助金交付決定通知(別紙様式第2号)により、生産者集団等に通知するものとする。

(2) 第1の1及び2の規定により生産者集団及び利用組合が事業実施主体となる場合は、当該事業実施主体が属する農業協同組合(以下「取りまとめ農協等」という。)は、生産者集団等の補助金交付申請書等を取りまとめの上、自らの補助金交付申請書等とともに協会会長へ提出するものとする。

2 補助金交付変更承認申請

(1) 生産者集団等及び利用組合は、補助金交付決定があった後において、次に掲げる変更をしようとする場合は、あらかじめ補助金交付変更承認申請書(別紙様式第3号)を作成の上、協会会長に提出し、承認を受けるものとする。

ア 事業の中止又は廃止

イ 事業費の30%を超える増減

ウ 補助金の交付決定額の増加を伴う事業費の増

(2) 取りまとめ農協等は、生産者集団等及び利用組合の補助金交付変更承認申請書を取りまとめの上、自らの補助金交付変更承認申請書とともに協会会長へ提出するものとする。

3 補助金の支払

(1) 協会会長は、この事業の円滑な実施を図るため、生産者集団等及び利用組合が

らの請求に基づき、補助金の額の確定に応じて補助金を支払うものとする。

なお、交付決定後に生産者集団等及び利用組合から補助金概算払請求書（別紙様式第4号）の提出があり、協会会長が適当と認めた場合は、交付決定額の範囲内で補助金の概算払いをすることができるものとする。

- (2) 取りまとめ農協等は、生産者集団等及び利用組合の補助金概算払請求書を取りまとめた上、自らの補助金概算払請求書とともに、協会会長に提出するものとする。

第7 事業の実績報告

- 1 生産者集団等及び利用組合は、補助対象事業が完了した日から起算して1ヵ月を経過した日、又は補助金の交付決定通知があった年度の翌年度の4月5日のいずれか早い期日までに、実績報告書（別紙様式第5号）を協会会長に提出するものとする。
- 2 取りまとめ農協等は、生産者集団等及び利用組合の実績報告書を取りまとめた上、自らの実績報告書とともに、協会会長に提出するものとする。
- 3 協会会長は、実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、適当と認められる場合は、補助金の額を確定し、補助金の額の確定通知及び支出について（別紙様式第6号）を生産者集団等及び利用組合へ通知するものとする。

第8 運営状況の報告

生産者集団等は第2の1の(3)の事業のうち、「畜産業振興事業の実施について」の4の(2)で規定された補助対象施設等にあつては、整備が完了した年度の翌年度から起算して5年間は、毎年度、遅滞なく運営状況報告書（別紙様式第7号）を作成し、協会会長に報告するものとする。

第9 消費税及び地方消費税の取扱い

1 補助金交付申請書提出時の取扱い

生産者集団等及び利用組合は、協会会長に対して第6の1の補助金交付申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを当該補助金の交付申請額から減額して申請しなければならない。

ただし、当該補助金交付申請書の提出時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

2 事業実績等の報告時の取扱い

生産者集団等及び利用組合は、1のただし書により補助金の交付申請をした場合において、第7に係る実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 消費税等相当額が確定した場合の取扱い

生産者集団等及び利用組合は、1のただし書により補助金の交付申請をした場合

において、第7の実績報告書を提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、別紙様式第10号の事業に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに協会会長に提出するとともに、その金額（2の規定に基づき減額した場合は、その減じた金額を上回る部分の金額）を返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はそれぞれの生産者集団等の仕入れに係る消費税相当額がない場合であっても、その状況等について、補助金適正化法第15条の補助金の額の確定通知のあった日の翌年6月10日までに、同様式により協会会長に報告しなければならない。

なお、取りまとめ農協等は、生産者集団等及び利用組合の消費税等相当額報告書を取りまとめの上、自らの消費税等相当額報告書とともに、協会会長に提出するものとする。

第10 事業の推進指導等

- 1 協会は、大分県及び機構の指導の下、関係機関、関係団体との連携、生産者等に対するこの事業の趣旨、内容等の周知徹底に努めるとともに、事業の適正かつ円滑な実施を図るものとする。
- 2 大分県知事は、この事業の適正かつ円滑な実施を図るため、この事業の趣旨、内容等の周知徹底、協会、生産者等に対する指導その他の必要な支援に努めるものとする。

第11 帳簿等の整備保管等

- 1 生産者集団等及び利用組合は、この事業に係る経理については他と明確に区分し経理するものとする。
- 2 生産者集団等及び利用組合は、事業完了後その内容を明らかにした関係証拠書類を協会会長に提出するものとし、協会会長は事業を完了した翌年度から起算して5年間保管するものとする。
- 3 協会会長は、この県要領に定めるもののほか、この事業実施状況及び事業実績について、必要に応じて、生産者集団等に対し調査し、又は報告を求めることができるものとする。

附則（平成29年 月 日付け大畜協第 号）

- 1 この要領は、機構理事長の承認のあった日から施行し、平成29年4月1日から適用する。
- 2 平成28年度に終了した事業については、この要領による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

別表 1

事故等	要件
死亡	農場等で死亡した場合 （獣医師より検案書の交付を受けたものであって、と畜場で通常と畜されたものを除く。）
廃用	農業共済組合の勤務獣医師又は指定獣医師より農業共済において以下の廃用事故認定を受けた場合 （1）疾病、傷病によって死にひんした場合 （2）不慮の厄災によって救うことができない状態に陥った場合 （3）骨折、は行、両目失明、BSE、牛白血病、創傷性心臓のう炎若しくは、特定の原因による採食不能であって治癒の見込みのないものによって使用価値を失った場合 （4）行方不明（盗難の場合を含む）となった日から 30 日以上生死が明らかでない場合
その他	災害救助法の適用若しくは激甚災害法の市町村において、畜産関連施設（6次産業化関連施設を除く。）の被害に関する罹災証明の交付を受けた場合

別表 2

事業の種類	補助対象経費	補助率又は額
<p>1 肉用牛生産基盤強化対策事業</p> <p>(1) 中核的担い手育成増頭推進</p> <p>(2) 優良繁殖雌牛導入支援</p> <p>(3) 繁殖雌牛の増頭に資する簡易牛舎等の整備</p> <p>(4) 肉用牛ヘルパー推進</p>	<p>優良な繁殖雌牛の増頭実績に応じた奨励金の交付</p> <p>第2の1の(1)のウの(ア)から(オ)の要件を満たす雌牛</p> <p>第2の1の(1)のウの(ア)から(エ)及び(カ)の要件を満たす雌牛</p> <p>優良繁殖雌牛導入奨励金の交付</p> <p>第2の1の(2)のウの(ア)から(ウ)の要件を満たす雌牛</p> <p>第2の1の(2)のウの(ア)、(イ)及び(エ)の要件を満たす雌牛</p> <p>増頭等に資する簡易牛舎の整備、施設の改造に必要な資材の支給及び器具機材を導入するための経費</p> <p>肉用牛ヘルパー利用組合に係る互助制度の推進等の活動経費</p> <p>ア ヘルパー組織化推進協議会開催</p> <p>イ ヘルパー組織活動計画策定費</p> <p>ウ ヘルパー組織適正運営費</p> <p>エ ヘルパー出役調整推進費</p> <p>オ ヘルパー要員確保推進費</p> <p>カ ヘルパー技術研修会等開催費</p> <p>キ 傷害保険及び損害保険加入費</p> <p>ク ヘルパー活動に必要な機器の借上費</p> <p>ケ 傷病時等ヘルパー利用推進費</p>	<p>1頭当たり80千円以内</p> <p>1頭当たり100千円以内</p> <p>1頭当たり40千円以内</p> <p>1頭当たり50千円以内</p> <p>1/2以内</p> <p>1/2以内</p>

別紙様式第1号

平成 年度大分県肉用牛経営安定対策補完事業（地域における肉用牛
生産基盤強化等対策事業）補助金交付申請書

番 号
年 月 日

公益社団法人 大分県畜産協会
会 長 殿

住 所
生産者集団名
代表者名

印

平成 年度において肉用牛経営安定対策補完事業（地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業）を下記のとおり実施したいので、大分県肉用牛経営安定対策補完事業実施要領第6の1の（1）の規定に基づき、補助金 円を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的

近年、小規模・高齢者層の離農等により生産基盤の脆弱化と改良基盤の縮小が問題となっており、このため繁殖雌牛の増頭の取組への支援、高齢化等に対処する肉用牛ヘルパー組織への支援、地域の特色ある肉用牛振興対策への取組を行い、国産牛肉の安定供給、国土保全に努める。

2 事業の内容

別紙「大分県肉用牛経営安定対策補完事業実施計画書」のとおり

3 事業に要する経費の配分及び負担区分

(単位：円)

区分	事業費 ①=②+③	負担区分		備考
		補助金②	その他③	
1 肉用牛生産基盤強化対策事業				
(1) 中核的担い手育成増頭推進				
(2) 優良繁殖雌牛導入支援				
(3) 繁殖雌牛の増頭に資する簡易 牛舎等の整備				
(4) 肉用牛ヘルパー推進				
計				

4 事業実施期間

- (1) 事業着手年月日 平成 年 月 日
(2) 事業完了予定年月日 平成 年 月 日

5 添付書類

- (1) 別紙 大分県肉用牛経営安定対策補完事業実施計画書
(2) 生産者集団等及び肉用牛ヘルパー利用組合の規約等
 ア 生産者集団が事業実施する場合は、規約、名簿等（構成員、飼養頭数等を記載したもの）
 イ 利用組合が事業実施する場合は、規約、名簿等（構成員、飼養頭数等を記載したもの）、肉用牛ヘルパー利用料金表、肉用牛ヘルパー要員への支払額表
 ウ 公社が事業実施する場合は、定款
(3) 実施要領において添付の指示があるもの
(4) 協会が添付を指示したもの

別紙 大分県肉用牛経営安定対策補完事業実施計画

1 肉用牛生産基盤強化対策事業

(1) 中核的担い手育成増頭推進

(単位：円)

番号	生産者集団等名	実施時期	内容	補助率又は額	事業費	積算基礎			負担区分		備考
						頭数	単価	金額	補助金	その他	
1											
2											
	合計										

※詳細は別紙1に記載すること。

(2) 優良繁殖雌牛導入支援

(単位：円)

番号	生産者集団等名	実施時期	内容	補助率又は額	事業費	積算基礎			負担区分		備考
						頭数	単価	金額	補助金	その他	
1											
2											
	合計										

※詳細は別紙2に記載すること。

(3) 繁殖雌牛の増頭に資する簡易牛舎等の整備

(単位：円)

番号	生産者集団等名	実施時期	内容	補助率又は額	事業費	負担区分		費目	備考
						補助金	その他		
1									
2									
	合計								

※詳細は別紙3に記載すること。

(4) 肉用牛ヘルパー推進

(単位：円)

番号	肉用牛ヘルパー 利用組合名	実施時期	補助対象経費	補助率又は額	事業費	負担区分		費目	備考
						補助金	その他		
1									
2									
	合計								

※詳細は別紙4に記載すること。

別紙1 中核的担い手育成増頭推進

(単位：円)

番号	事業参加者名	実施時期	内容	補助額	事業費	積算基礎			負担区分		備考
						頭数	単価	金額	補助金	その他	
1			増頭奨励金の交付	1頭当たり 80 千円							
				1頭当たり 100 千円							
2			増頭奨励金の交付	1頭当たり 80 千円							
				1頭当たり 100 千円							
3			増頭奨励金の交付	1頭当たり 80 千円							
				1頭当たり 100 千円							
4			増頭奨励金の交付	1頭当たり 80 千円							
				1頭当たり 100 千円							
5			増頭奨励金の交付	1頭当たり 80 千円							
				1頭当たり 100 千円							
6			増頭奨励金の交付	1頭当たり 80 千円							
				1頭当たり 100 千円							
7			増頭奨励金の交付	1頭当たり 80 千円							
				1頭当たり 100 千円							
8			増頭奨励金の交付	1頭当たり 80 千円							
				1頭当たり 100 千円							
9			増頭奨励金の交付	1頭当たり 80 千円							
				1頭当たり 100 千円							
10			増頭奨励金の交付	1頭当たり 80 千円							
				1頭当たり 100 千円							
11			増頭奨励金の交付	1頭当たり 80 千円							
				1頭当たり 100 千円							
12			増頭奨励金の交付	1頭当たり 80 千円							
				1頭当たり 100 千円							
13			増頭奨励金の交付	1頭当たり 80 千円							
				1頭当たり 100 千円							
14			増頭奨励金の交付	1頭当たり 80 千円							
				1頭当たり 100 千円							
15			増頭奨励金の交付	1頭当たり 80 千円							
				1頭当たり 100 千円							
16			増頭奨励金の交付	1頭当たり 80 千円							
				1頭当たり 100 千円							
17			増頭奨励金の交付	1頭当たり 80 千円							
				1頭当たり 100 千円							
18			増頭奨励金の交付	1頭当たり 80 千円							
				1頭当たり 100 千円							
19			増頭奨励金の交付	1頭当たり 80 千円							
				1頭当たり 100 千円							
20			増頭奨励金の交付	1頭当たり 80 千円							
				1頭当たり 100 千円							
合計				1頭当たり 80 千円							
				1頭当たり 100 千円							
				計							

別紙2 優良繁殖雌牛導入支援

(単位：円)

番号	事業参加者名	実施時期	内容	補助額	事業費	積算基礎			負担区分		備考
						頭数	単価	金額	補助金	その他	
1			導入奨励金の交付	1頭当たり 40千円							
				1頭当たり 50千円							
2			導入奨励金の交付	1頭当たり 40千円							
				1頭当たり 50千円							
3			導入奨励金の交付	1頭当たり 40千円							
				1頭当たり 50千円							
4			導入奨励金の交付	1頭当たり 40千円							
				1頭当たり 50千円							
5			導入奨励金の交付	1頭当たり 40千円							
				1頭当たり 50千円							
6			導入奨励金の交付	1頭当たり 40千円							
				1頭当たり 50千円							
7			導入奨励金の交付	1頭当たり 40千円							
				1頭当たり 50千円							
8			導入奨励金の交付	1頭当たり 40千円							
				1頭当たり 50千円							
9			導入奨励金の交付	1頭当たり 40千円							
				1頭当たり 50千円							
10			導入奨励金の交付	1頭当たり 40千円							
				1頭当たり 50千円							
11			導入奨励金の交付	1頭当たり 40千円							
				1頭当たり 50千円							
12			導入奨励金の交付	1頭当たり 40千円							
				1頭当たり 50千円							
13			導入奨励金の交付	1頭当たり 40千円							
				1頭当たり 50千円							
14			導入奨励金の交付	1頭当たり 40千円							
				1頭当たり 50千円							
15			導入奨励金の交付	1頭当たり 40千円							
				1頭当たり 50千円							
16			導入奨励金の交付	1頭当たり 40千円							
				1頭当たり 50千円							
17			導入奨励金の交付	1頭当たり 40千円							
				1頭当たり 50千円							
18			導入奨励金の交付	1頭当たり 40千円							
				1頭当たり 50千円							
19			導入奨励金の交付	1頭当たり 40千円							
				1頭当たり 50千円							
20			導入奨励金の交付	1頭当たり 40千円							
				1頭当たり 50千円							
合計				1頭当たり 40千円							
				1頭当たり 50千円							
				計							

別紙3 繁殖雌牛の増頭に資する簡易牛舎等の整備実施計画

(単位:円)

番号	事業実施者名	実施時期	事業内容	補助対象経費	補助率又は補助限度額	事業費	積算基礎				負担区分	
							費目	員数	単価	金額	補助金	その他
1												
2												
合 計												

- (注) 1 事業の内容は、必要に応じて別紙を用いて、詳細かつ具体的に記述すること。
- 2 補助対象経費ごとに補助対象費目を記載し、事業実施者ごとに簡易牛舎、資材、器具機材に整理すること。また、それぞれの員数、単価、金額を記載すること。なお、員数には単位を明確にすること。
- 3 補助率又は補助限度額は、補助対象経費に対応した補助率又は補助限度額を記載すること。
- 4 生産者集団等において肉用牛の生産性向上に関する計画を策定し、この事業で整備する牛舎、取得する資材及び器具機材の計画上の位置づけを明確にすること。併せてその資料を添付すること。
- 5 「畜産業振興事業の実施について（平成15年10月1日付け15農畜機第48号）によるコスト分析を実施し、資料を添付すること。

別紙4 肉用牛ヘルパー推進実施計画

(利用組合名)

(単位:円)

番号	事業内容	活動内容	補助率 又は額	事業費	積算基礎			負担区分		費目	積算基礎
					員数	単価	金額	補助金	その他		
1	肉用牛ヘルパーの組織化	①協議会の開催	1/2 以内								
		②組織活動の計画策定	1/2 以内								
		小計									
2	肉用牛ヘルパーの適正運営	①管理帳票の整備	1/2 以内								
		②組織管理機具の整備	1/2 以内								
		小計									
3	肉用牛ヘルパー要員の確保	①肉用牛ヘルパー要員の募集活動	1/2 以内								
		②肉用牛ヘルパー要員の登録	1/2 以内								
		③傷害保険、損害保険の加入推進	1/2 以内								
		小計									
4	肉用牛ヘルパーの出役調整	①肉用牛ヘルパー利用の受付業務、 肉用牛ヘルパーの派遣計画の策定、 要員の調整及び派遣業務	1/2 以内								
		②肉用牛ヘルパー料金の徴収及び管理業務	1/2 以内								
		小計									
5	肉用牛ヘルパー活動に係る 研修会等の開催	①肉用牛ヘルパー養成のための研修	1/2 以内								
		②肉用牛ヘルパー技術講習会の開催	1/2 以内								
		③肉用牛ヘルパー要員の現地研修	1/2 以内								
		④組合員の先進地研修	1/2 以内								
		小計									
6	肉用牛ヘルパー活動に必要な 器具の借上	肉用牛ヘルパー活動に必要な機具の 借上	1/2 以内								
7	傷病時等の肉用牛ヘルパー 利用の推進	傷病時(冠婚葬祭等を含む)等の肉用 牛ヘルパー利用促進	1/2 以内								
8	高齢者等の肉用牛ヘルパー 利用の推進	①飼養管理のための肉用牛ヘルパー 利用促進	1/2 以内								
		②飼料生産のための肉用牛ヘルパー 利用促進	1/2 以内								
		③家畜輸送(市場における取扱管理を 含む)のための肉用牛ヘルパー利用 促進	1/2 以内								
		④削除のための肉用牛ヘルパー利用 促進	1/2 以内								
		⑤除角、去勢のための肉用牛ヘルパ ー利用促進	1/2 以内								
		⑥分娩管理のための肉用牛ヘルパー 利用促進	1/2 以内								
		小計									
9	放牧管理の肉用牛ヘルパー 利用の推進	放牧管理のための肉用牛ヘルパー利 用促進	1/2 以内								
合計											

2 生産者集団等の概要

(1) 生産者集団が事業を実施する場合

番号	生産者 集団名	事務所 所在地	代表者 氏名	構成員 戸数	飼養戸数及び頭数				出荷頭数	備考
					経営形態	戸数	子取り用雌牛	肥育牛		
1										
2										
3										
計(集団数)										

- (注) 1 「経営形態」欄は、「繁殖経営」、「肥育経営」、「一貫経営」の別を記載すること。
 2 子取り用雌牛は、子牛を生産することを目的として飼養されている雌牛とする。
 3 出荷頭数は、前年度の頭数を記載すること。
 4 実施要領に基づき定める生産者集団規約を添付すること。

(2) ヘルパー利用組合が事業を実施する場合

番号	取りまとめ 農協名	利用組 合名	事務所 所在地	代表者 氏名	参加戸数	対象経営	活動形態	組織	要員数	備考
1										
2										
3										
計(組織数)										

- (注) 1 「対象経営」欄は、「繁殖経営」、「肥育経営」、「一貫経営」の別を記載すること。
 2 「活動形態」欄は、「臨時型」又は「併用型」の別を記載すること。
 3 「組織」欄は、「任意組合」等記載すること。
 4 実施要領に基づき定める規約を添付すること。

(3) 公社、農協等が事業を実施する場合

番号	公社、 農協 等名	地域内肉用牛農家戸数 (組合員肉用牛農家戸数)				地域内肉用牛頭数 (組合員肉用牛飼養頭数)				その他
		繁殖経営	肥育経営	一貫経営	合計	子取り用雌牛	肥育牛	育成牛等	合計	
1										
2										
3										
計(集団数)										

- (注) 1 「経営形態」欄は、「繁殖経営」、「肥育経営」、「一貫経営」の別を記載すること。
 2 子取り用雌牛は、子牛を生産することを目的として飼養されている雌牛とする。
 3 育成牛等は、子取り用雌牛、肥育牛のいずれにも属さない牛とする。

3 都道府県団体・生産者集団等別取組み事業一覧

(単位:円)

番号	都道府県団 体・生産者集 団等名	区分	肉用牛生産基盤強化対策					合計
			中核的担い 手育成増頭 推進	優良繁殖雌 牛導入支援	繁殖雌牛の増頭 に資する簡易牛 舎等の整備	肉用牛ヘル パー推進	小計	
1		事業費						
		補助金						
		その他						
2								
3								
4								
5								
合計		事業費						
		補助金						
		その他						

別紙様式第2号

平成 年度大分県肉用牛経営安定対策補完事業補助金（地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業）交付決定通知

番 号
年 月 日

事業実施団体等

代表者名 殿

公益社団法人 大分県畜産協会
会 長 印

平成 年 月 日付け 第 号をもって申請のあった平成 年度大分県肉用牛経営安定対策補完事業（地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業）補助金については、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

- 1 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、平成 年 月 日付け第 号をもって交付申請（以下「申請書」という。）のあった平成 年度大分県肉用牛経営安定対策補完事業（地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業）とし、その内容は、申請書記載のとおりとする。
- 2 補助金の額は、次のとおりとする。
補助金の額 円
- 3 補助金の確定額は、次の①及び②の額のいずれか低い額とする。
① 交付決定に係る補助金の額（変更された場合は、変更された額）
② 平成 年度において補助対象経費として支出した額に補助率を乗じて得た額
- 4 事業実施団体等は、肉用牛経営安定対策補完事業実施要綱（平成29年3月29日付け29農畜機第6598号）の定めるところに従わなければならない。また、間接補助事業者も同様とする。
- 5 この補助事業により取得し又は効用の増加した財産について、これを善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って使用し、その効率的な運用を図らなければならない。また、間接補助事業者も同様とする。
- 6 この補助事業により取得し又は効用の増加した建物及び構築物機械及び器具のう

ち1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上のものについては、補助金交付の翌年度から「独立行政法人農畜産業振興機構の実施する補助事業により取得した財産の処分制限期間」（平成16年4月8日付け16農畜機第123号）に定められている期間（以下「処分制限期間」という。）において、独立行政法人農畜産業振興機構理事長（以下「理事長」という。）の承認を受けずに補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供してはならない。また、間接補助事業者も同様とする。

7 前号により理事長の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合には、当該収入の全部又は一部を会長に納付させることがある。また、間接補助事業者も同様とする。

8 取得財産が処分制限期間を経過しない期間においては、財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管しなければならない。また、間接補助事業者も同様とする。

9 取得財産の管理運用を他に委託する場合には、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って使用し、その効率的な運用を図ることを明記した委託契約書を取り交わすものとする。また、間接補助事業者も同様とする。

（注）本文中、「記」以下の記載内容については、独立行政法人農畜産業振興機構理事長から大分県畜産協会会長に対して交付される肉用牛経営安定対策補完事業補助金交付決定通知において、間接補助事業者に対し、補助金を交付するに当たって附すべき条件（以下「附すべき条件」という。）が本文の内容と異なる場合には、附すべき条件によることとする。

別紙様式第3号

平成 年度大分県肉用牛経営安定対策補完事業（地域における
肉用牛生産基盤強化等対策事業）補助金交付変更承認申請書

番 号
年 月 日

公益社団法人 大分県畜産協会
会 長 殿

住 所
団体名
代表者名 印

平成 年 月 日付け大畜協第 号で補助金交付決定通知のあった肉用牛経営安定対策補完事業（地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業）の実施について、下記のとおり変更したいので承認されたく、大分県肉用牛経営安定対策補完事業実施要領第6の2の規定に基づき申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

内容は、別紙「平成 年度肉用牛経営安定対策補完事業（地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業）実施計画」のとおり

3 事業に要する経費の配分及び負担区分

(単位：円)

区分	事業費 ①=②+③	負担区分		備考
		補助金②	その他③	
1 肉用牛生産基盤強化対策事業 (1) 中核的担い手育成増頭推進 (2) 優良繁殖雌牛導入支援 (3) 繁殖雌牛の増頭に資する簡易牛舎等の整備 (4) 肉用牛ヘルパー推進				
計				

(注) 2 及び 3 については、別紙様式第 1 号に準じ、変更部分が容易に対照できるように変更前を () 書で上段に、変更後をその下段に記載すること。

別紙様式第4号

平成 年度大分県肉用牛経営安定対策補完事業（地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業）補助金概算払請求書

番 号
年 月 日

公益社団法人 大分県畜産協会
会 長 殿

住 所
団体名
代表者名 印

平成 年 月 日付け大畜協第 号で補助金交付決定通知のあった大分県肉用牛経営安定対策補完事業（地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業）について、下記のとおり金 円を概算払により交付されたく、大分県肉用牛経営安定対策補完事業実施要領第6の3の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

1 概算払請求額

区分	交付決定		事業費遂行状況 (平成 年 月 日現在)			概算払 受領額	今回 概算払 請求額	残額 ⑦= ②-⑤-⑥
	事業費 ①	機構 補助金 ②	事業費 ①	機構 補助金	事業費 出来高 ③/①=④			
	円	円	円	円	%	円	円	円
合計								

(注) それぞれの事業項目ごとに記載することとし、請求時点での事業費の概算払必要額の積算根拠として月別の支出実績及び支出計画を添付すること。

2 振込先金融機関名等

金融機関名
預金種類
口座番号
口座名義

別紙様式第5号

平成 年度大分県肉用牛経営安定対策補完事業（地域における
肉用牛生産基盤強化等対策事業）実績報告書

番 号
年 月 日

公益社団法人 大分県畜産協会
会 長 殿

住 所
団体名
代表者名 印

平成 年 月 日付け大畜協第 号で補助金交付決定通知のあった肉用牛経営安定対策補完事業（地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業）について、下記のとおり実施したので、大分県肉用牛経営安定対策補完事業実施要領第7の1及び2の規定に基づき、関係書類を添えてその実績を報告します。

なお、併せて精算額 円を支払われたく請求します。

記

1 事業の目的

近年、小規模・高齢者層の離農等により生産基盤の脆弱化と改良基盤の縮小が問題となっており、このため繁殖雌牛の増頭の取組への支援、高齢化等に対処する肉用牛ヘルパー組織への支援、地域の特色ある肉用牛振興対策への取組を行い、国産牛肉の安定供給、国土保全に努める。

2 事業の内容

別紙「平成 年度肉用牛経営安定対策補完事業（地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業）実績報告」のとおり

3 事業に要した経費及び負担区分

(単位：千円)

区 分	事業費 ①=②+③	負 担 区 分		備考
		補助金②	その他③	
1 肉用牛生産基盤強化対策				
(1) 中核的担い手育成増頭推進				
(2) 優良繁殖雌牛導入支援				
(3) 繁殖雌牛の増頭に資する簡易牛舎等の整備				
(4) 肉用牛ヘルパー活動推進				
計				

(注) 補助金欄は、協会からの補助金を記入すること。

4 事業にかかる精算額

(単位：円)

区 分	交付決定額	確定額①	概算払額②	精算額①-②

5 事業完了年月日

(1) 事業着手年月日 平成 年 月 日

(2) 事業完了年月日 平成 年 月 日

6 振 込 先

(1) 金融機関名

(2) 預金の種類

(3) 口座番号

(4) 口座名義人

注1 1～3については、別紙様式第1号に準じて作成すること。

2 3について、実績額の上段に計画額を()書きし、計画と実績が比較できるようにすること。

別紙 肉用牛経営安定対策補完事業実績報告

1 肉用牛生産基盤強化対策事業

(1) 中核的担い手育成増頭推進

(単位：円)

番号	生産者集団等名	実施時期	内容	補助率又は額	事業費	積算基礎			負担区分		備考
						頭数	単価	金額	補助金	その他	
1											
2											
	合計										

※詳細は別紙1に記載すること。

(2) 優良繁殖雌牛導入支援

(単位：円)

番号	生産者集団等名	実施時期	内容	補助率又は額	事業費	積算基礎			負担区分		備考
						頭数	単価	金額	補助金	その他	
1											
2											
	合計										

※詳細は別紙2に記載すること。

(3) 繁殖雌牛の増頭に資する簡易牛舎等の整備

(単位：円)

番号	生産者集団等名	実施時期	内容	補助率又は額	事業費	負担区分		費目	備考
						補助金	その他		
1									
2									
	合計								

※詳細は別紙3に記載すること。

(4) 肉用牛ヘルパー推進

(単位：円)

番号	肉用牛ヘルパー 利用組合名	実施時期	補助対象経費	補助率又は額	事業費	負担区分		費目	備考
						補助金	その他		
1									
2									
	合計								

※詳細は別紙4に記載すること。

別紙1 中核的担い手育成増頭推進

(単位：円)

番号	事業参加者名	実施時期	内容	補助額	事業費	積算基礎			負担区分		備考
						頭数	単価	金額	補助金	その他	
1			増頭奨励金の交付	1頭当たり 80 千円							
				1頭当たり 100 千円							
2			増頭奨励金の交付	1頭当たり 80 千円							
				1頭当たり 100 千円							
3			増頭奨励金の交付	1頭当たり 80 千円							
				1頭当たり 100 千円							
4			増頭奨励金の交付	1頭当たり 80 千円							
				1頭当たり 100 千円							
5			増頭奨励金の交付	1頭当たり 80 千円							
				1頭当たり 100 千円							
6			増頭奨励金の交付	1頭当たり 80 千円							
				1頭当たり 100 千円							
7			増頭奨励金の交付	1頭当たり 80 千円							
				1頭当たり 100 千円							
8			増頭奨励金の交付	1頭当たり 80 千円							
				1頭当たり 100 千円							
9			増頭奨励金の交付	1頭当たり 80 千円							
				1頭当たり 100 千円							
10			増頭奨励金の交付	1頭当たり 80 千円							
				1頭当たり 100 千円							
11			増頭奨励金の交付	1頭当たり 80 千円							
				1頭当たり 100 千円							
12			増頭奨励金の交付	1頭当たり 80 千円							
				1頭当たり 100 千円							
13			増頭奨励金の交付	1頭当たり 80 千円							
				1頭当たり 100 千円							
14			増頭奨励金の交付	1頭当たり 80 千円							
				1頭当たり 100 千円							
15			増頭奨励金の交付	1頭当たり 80 千円							
				1頭当たり 100 千円							
16			増頭奨励金の交付	1頭当たり 80 千円							
				1頭当たり 100 千円							
17			増頭奨励金の交付	1頭当たり 80 千円							
				1頭当たり 100 千円							
18			増頭奨励金の交付	1頭当たり 80 千円							
				1頭当たり 100 千円							
19			増頭奨励金の交付	1頭当たり 80 千円							
				1頭当たり 100 千円							
20			増頭奨励金の交付	1頭当たり 80 千円							
				1頭当たり 100 千円							
合計				1頭当たり 80 千円							
				1頭当たり 100 千円							
				計							

別紙2 優良繁殖雌牛導入支援

(単位：円)

番号	事業参加者名	実施時期	内容	補助額	事業費	積算基礎			負担区分		備考
						頭数	単価	金額	補助金	その他	
1			導入奨励金の交付	1頭当たり 40千円							
				1頭当たり 50千円							
2			導入奨励金の交付	1頭当たり 40千円							
				1頭当たり 50千円							
3			導入奨励金の交付	1頭当たり 40千円							
				1頭当たり 50千円							
4			導入奨励金の交付	1頭当たり 40千円							
				1頭当たり 50千円							
5			導入奨励金の交付	1頭当たり 40千円							
				1頭当たり 50千円							
6			導入奨励金の交付	1頭当たり 40千円							
				1頭当たり 50千円							
7			導入奨励金の交付	1頭当たり 40千円							
				1頭当たり 50千円							
8			導入奨励金の交付	1頭当たり 40千円							
				1頭当たり 50千円							
9			導入奨励金の交付	1頭当たり 40千円							
				1頭当たり 50千円							
10			導入奨励金の交付	1頭当たり 40千円							
				1頭当たり 50千円							
11			導入奨励金の交付	1頭当たり 40千円							
				1頭当たり 50千円							
12			導入奨励金の交付	1頭当たり 40千円							
				1頭当たり 50千円							
13			導入奨励金の交付	1頭当たり 40千円							
				1頭当たり 50千円							
14			導入奨励金の交付	1頭当たり 40千円							
				1頭当たり 50千円							
15			導入奨励金の交付	1頭当たり 40千円							
				1頭当たり 50千円							
16			導入奨励金の交付	1頭当たり 40千円							
				1頭当たり 50千円							
17			導入奨励金の交付	1頭当たり 40千円							
				1頭当たり 50千円							
18			導入奨励金の交付	1頭当たり 40千円							
				1頭当たり 50千円							
19			導入奨励金の交付	1頭当たり 40千円							
				1頭当たり 50千円							
20			導入奨励金の交付	1頭当たり 40千円							
				1頭当たり 50千円							
合計				1頭当たり 40千円							
				1頭当たり 50千円							
				計							

別紙3 繁殖雌牛の増頭に資する簡易牛舎等の整備実績報告

(単位:円)

番号	事業実施者名	実施時期	事業内容	補助対象経費	補助率又は補助限度額	事業費	積算基礎				負担区分	
							費目	員数	単価	金額	補助金	その他
1												
2												
合 計												

- (注) 1 事業の内容は、必要に応じて別紙を用いて、詳細かつ具体的に記述すること。
 2 補助対象経費ごとに補助対象費目を記載し、事業実施者ごとに簡易牛舎、資材、器具機材に整理すること。また、それぞれの員数、単価、金額を記載すること。なお、員数には単位を明確にすること。
 3 補助率又は補助限度額は、補助対象経費に対応した補助率又は補助限度額を記載すること。
 4 生産者集団等において肉用牛の生産性向上に関する計画を策定し、この事業で整備する牛舎、取得する資材及び器具機材の計画上の位置づけを明確にすること。併せてその資料を添付すること。
 5 「畜産業振興事業の実施について（平成15年10月1日付け15農畜機第48号）によるコスト分析を実施し、資料を添付すること。

別紙4 肉用牛ヘルパー推進実績報告

(利用組合名)

(単位:円)

番号	事業内容	活動内容	補助率 又は額	事業費	積算基礎			負担区分		費目	積算基礎
					員数	単価	金額	補助金	その他		
1	肉用牛ヘルパーの組織化	①協議会の開催	1/2 以内								
		②組織活動の計画策定	1/2 以内								
		小計									
2	肉用牛ヘルパーの適正運営	①管理帳票の整備	1/2 以内								
		②組織管理機具の整備	1/2 以内								
		小計									
3	肉用牛ヘルパー要員の確保	①肉用牛ヘルパー要員の募集活動	1/2 以内								
		②肉用牛ヘルパー要員の登録	1/2 以内								
		③傷害保険、損害保険の加入推進	1/2 以内								
		小計									
4	肉用牛ヘルパーの出役調整	①肉用牛ヘルパー利用の受付業務、 肉用牛ヘルパーの派遣計画の策定、 要員の調整及び派遣業務	1/2 以内								
		②肉用牛ヘルパー料金の徴収及び管理業務	1/2 以内								
		小計									
5	肉用牛ヘルパー活動に係る 研修会等の開催	①肉用牛ヘルパー養成のための研修	1/2 以内								
		②肉用牛ヘルパー技術講習会の開催	1/2 以内								
		③肉用牛ヘルパー要員の現地研修	1/2 以内								
		④組合員の先進地研修	1/2 以内								
		小計									
6	肉用牛ヘルパー活動に必要な 器具の借上	肉用牛ヘルパー活動に必要な機具の 借上	1/2 以内								
7	傷病時等の肉用牛ヘルパー 利用の推進	傷病時(冠婚葬祭等を含む)等の肉用 牛ヘルパー利用促進	1/2 以内								
8	高齢者等の肉用牛ヘルパー 利用の推進	①飼養管理のための肉用牛ヘルパー 利用促進	1/2 以内								
		②飼料生産のための肉用牛ヘルパー 利用促進	1/2 以内								
		③家畜輸送(市場における取扱管理を 含む)のための肉用牛ヘルパー利用 促進	1/2 以内								
		④削除のための肉用牛ヘルパー利用 促進	1/2 以内								
		⑤除角、去勢のための肉用牛ヘルパ ー利用促進	1/2 以内								
		⑥分娩管理のための肉用牛ヘルパー 利用促進	1/2 以内								
		小計									
9	放牧管理の肉用牛ヘルパー 利用の推進	放牧管理のための肉用牛ヘルパー利 用促進	1/2 以内								
合計											

2 生産者集団等の概要

(1) 生産者集団が事業を実施する場合

番号	生産者 集団名	事務所 所在地	代表者 氏名	構成員 戸数	飼養戸数及び頭数				出荷頭数	備考
					経営形態	戸数	子取り用雌牛	肥育牛		
1										
2										
3										
計(集団数)										

- (注) 1 「経営形態」欄は、「繁殖経営」、「肥育経営」、「一貫経営」の別を記載すること。
 2 子取り用雌牛は、子牛を生産することを目的として飼養されている雌牛とする。
 3 出荷頭数は、前年度の頭数を記載すること。
 4 実施要領に基づき定める生産者集団規約を添付すること。

(2) ヘルパー利用組合が事業を実施する場合

番号	取りまとめ 農協名	利用組 合名	事務所 所在地	代表者 氏名	参加戸数	対象経営	活動形態	組織	要員数	備考
1										
2										
3										
計(組織数)										

- (注) 1 「対象経営」欄は、「繁殖経営」、「肥育経営」、「一貫経営」の別を記載すること。
 2 「活動形態」欄は、「臨時型」又は「併用型」の別を記載すること。
 3 「組織」欄は、「任意組合」等記載すること。
 4 実施要領に基づき定める規約を添付すること。

(3) 公社、農協等が事業を実施する場合

番号	公社、 農協 等名	地域内肉用牛農家戸数 (組合員肉用牛農家戸数)				地域内肉用牛頭数 (組合員肉用牛飼養頭数)				その他
		繁殖経営	肥育経営	一貫経営	合計	子取り用雌牛	肥育牛	育成牛等	合計	
1										
2										
3										
計(集団数)										

- (注) 1 「経営形態」欄は、「繁殖経営」、「肥育経営」、「一貫経営」の別を記載すること。
 2 子取り用雌牛は、子牛を生産することを目的として飼養されている雌牛とする。
 3 育成牛等は、子取り用雌牛、肥育牛のいずれにも属さない牛とする。

3 都道府県団体・生産者集団等別取組み事業一覧

(単位:円)

番号	都道府県団 体・生産者集 団等名	区分	肉用牛生産基盤強化対策					合計
			中核的担い 手育成増頭 推進	優良繁殖雌 牛導入支援	繁殖雌牛の増頭 に資する簡易牛 舎等の整備	肉用牛ヘル パー推進	小計	
1		事業費						
		補助金						
		その他						
2								
3								
4								
5								
合計		事業費						
		補助金						
		その他						

別紙様式第6号

平成 年度大分県肉用牛経営安定対策補完事業（地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業）補助金の額の確定通知及び支出について

番 号
年 月 日

事業実施団体名

代表者名 殿

公益社団法人 大分県畜産協会
会 長 印

平成 年 月 日付け 第 号をもって提出された平成 年度大分県肉用牛経営安定対策補完事業（地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業）実績報告書に基づき、下記のとおりに確定したので、既に交付した補助金 円との差額金 円が別途支出されるので通知します。

記

- | | | |
|---|----------|----------|
| 1 | 交付決定額 | 円 |
| 2 | 実績確定額 | 円 |
| 3 | 概算払済額 | 円 |
| 4 | 精算額 | 円（2－3） |
| 5 | 振込年月日 | 平成 年 月 日 |
| 6 | 振込先 | |
| | （1）金融機関名 | |
| | （2）預金の種類 | |
| | （3）口座番号 | |
| | （4）口座名義人 | |

別紙様式第7号

平成 年度大分県肉用牛経営安定対策補完事業（地域における
肉用牛生産基盤強化等対策事業）運営状況報告書

番 号
年 月 日

公益社団法人 大分県畜産協会
会 長 殿

住 所
団体名
代表者名 印

平成 年度における肉用牛経営安定対策補完事業（地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業）について、大分県肉用牛経営安定対策補完事業実施要領の第8の規定に基づき、その運営状況を下記のとおり報告します。

記

- 1 事業名：平成 年度肉用牛経営安定対策補完事業（地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業）
- 2 生産者集団等
名 称：
所在地：
施設の設置場所：

3 運営状況

肉用牛の飼養状況

区分	年次	第1年度 (平成 年度)	第2年度 (平成 年度)		第 年度 (平成 年 度)	備 考
	計 画 実 績					
① 繁殖雌牛頭数	計 画 実 績					
② うち導入頭数	計 画 実 績					
③ 更新育成頭数	計 画 実 績					
④ 生産子牛頭数	計 画 実 績					
⑤ 販売子牛頭数	計 画 実 績					
⑥ 廃用販売頭数	計 画 実 績					
⑦ 肥育牛頭数	計 画 実 績					
⑧ 肥育牛販売頭数	計 画 実 績					

(注1) 備考欄には、生産率、事故率、育成率等所要緒元を記載すること。

(注2) 必要に応じ、参考となる資料を添付すること。

(注3) 施設・設備等が事業計画通りに利用されていない場合には、その理由を記入すること。

平成29年度中核的担い手育成増頭推進参加申請書及び増頭計画書

〇〇農業協同組合
組合長 〇〇 〇〇 様

(事業参加希望者)
氏名又は法人名称
代表者氏名 (法人の場合) 印

私は、中核的担い手育成増頭推進に参加いたしたく、肉用牛経営安定対策補完事業実施要綱 (別添2 地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業)、肉用牛経営安定対策補完事業実施要綱等の各規定の内容を順守し、注意事項に留意したうえで下記のとおり申請します。

記

1 事業参加申請者

住所	(〒 -)				
TEL	金融機関名称	支店 (出張所)	FAX 口座種類	口座名義 (申請者本人に限る)	口座番号
	銀行/信金/信組/農協		普通/当座		

2 子牛補給金制度及び牛マルキンの契約の有無等

事業名	契約の有無	契約者番号
肉用子牛生産者補給金制度 (子牛補給金)	有・無	
肉用牛肥育経営安定特別対策事業 (牛マルキン)	有・無	

3 他の事業の参加状況 (参加している場合は〇印を付して下さい)

優良繁殖雌牛導入支援 (農協等の繁殖雌牛の貸付事業・4万円/5万円事業)	肉用牛流通促進対策事業 (家畜商組合等の預託事業)	その他 (国庫事業のみ) ()
--------------------------------------	---------------------------	---------------------

4 繁殖雌牛の増頭計画

	前年同期頭数 (H28. 1. 1) (12か月以上) ただし新規は、 (9か月以上)	前年同期頭数 (H28. 12. 31) (9か月以上)	本年計画頭数		本年期末頭数 【計画頭数】 (H29. 12. 31) (9か月以上)	繁殖雌牛 増頭数 ③=②-① 又は②-①'	補助要件 を満たす 頭数 ④	奨励金交付 対象頭数 ⑤≥④	(参考) 目標頭数 (6年後)	備考
			継続参加者 (H29. 1. 1) ① (9か月以上)	新規参加者 (H29. 4. 1) ①' (9か月以上)						
繁殖雌牛 飼養頭数	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭

(注) ア 繁殖雌牛は、繁殖を目的に飼養され、黒毛和種、褐毛和種、日本短角種、無角和種、その他専用種の雌牛 (乳用種と肉専用種の交雑種を含まない) をいう。
イ 計画頭数は、繁殖雌牛の飼養見込頭数を記入する。
ウ 「補助要件を満たす頭数」は、実施要綱第2の1の(1)のウの(ア)～(カ)に規定する交付対象牛の要件を満たす繁殖雌牛の頭数を記入する。
エ 期首頭数は1月1日現在の繁殖雌牛飼養頭数とするが、当該年度に新たに事業に取り組む者は、期首頭数を4月1日現在の繁殖雌牛飼養頭数とする。(肉用子牛生産者補給金契約等補完要件の準備及び期首頭数確認の実施が条件)
オ 備考欄には、除外となる理由を記入する。

5 提出書類

- (1) 環境と調和のとれた農業生産活動推進点検シートの写し
- (2) 配合飼料の価格差補てんに関する基本契約又は配合飼料の価格差補てんに関する毎年度行われる数量契約の写し

【注意事項】中核的担い手育成増頭推進の補助対象牛は次の事業の補助対象牛とは重複することは出来ません。
① 優良繁殖雌牛導入支援、② 肉用牛流通促進対策事業のうち肉用子牛安定供給対策、③ 肉用牛肥育経営安定特別対策事業 (牛マルキン)
④ 東日本大震災農業生産対策交付金のうち家畜改良体制再構築支援 (高能力種畜の導入支援)
⑤ 草地維持防除等緊急対策事業のうち荒廃草地活用対策 (肉用繁殖雌牛の導入)、⑥ 国産粗飼料増産対策のうち地域づくり放牧推進 (放牧牛 (繁殖雌牛) の導入)
※重複して補助金を受領した場合、以後の事業の参加について制約等が課されることがあります。

書照確認	生産者集団名	
	確認者氏名	印
整理番号		

(参考) 別添様式第8号の取りまとめ表(生産者集団等毎)

平成 年度繁殖雌牛増頭計画書(中核的乳牛育成増頭推進)

(生産者集団等名:)

奨励金交付 対象者名	前年同期頭数 (H28 ') (12か月齢以上) ただし新規は、 (9か月齢以上) 頭	前年同期末頭数 (H28 ' 2 3) (9か月齢以上) 頭	本年期首頭数		本年期末頭数 [計画頭数] (H29 ' 2 3) (9か月齢以上) 頭	繁殖雌牛 増頭数 ③-②-① 又は②-①' 頭	補助要件 を満たす 頭数 ④ 頭	奨励金 交付 対象 頭数 ⑤≥④ 頭	(参考) 奨励金 交付 見込額 円	(参考) 目標 頭数 (5年後) 頭	区分 継続 新規	備考
			継続参加者 (H29.1.1) ① (9か月齢以上) 頭	新規参加者 (H29.4.1) ①' (9か月齢以上) 頭								
合計												

- (注) ア 繁殖雌牛は、繁殖を目的に飼養され、黒毛和種、褐毛和種、日本短角種、無角和種、その他肉専用種の雌牛(乳用種と肉専用種の交雑種は含まない)をいう。
 イ 計画頭数は、繁殖雌牛の飼養見込頭数を記入する。
 ウ 「補助要件を満たす頭数」は、実施要領第2の1の(1)のウの(ア)～(カ)に規定する交付対象牛の要件を満たす繁殖雌牛の頭数を記入する。
 エ 期首頭数は1月1日現在の繁殖雌牛飼養頭数とするが、当該年度に新たに事業に取り組む者については、期首頭数を4月1日現在の繁殖雌牛飼養頭数とする。
 (肉用子牛生産者補助金交付等要件の準備及び現地頭数照査の実施が条件)
 オ 備考欄には、除外牛となる理由を記入する。

別紙様式第 10 号

平成 年度大分県肉用牛経営安定対策補完事業（地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業）に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号
年 月 日

公益社団法人大分県畜産協会
会 長 殿

住 所
生産者集団名
代表者名 印

平成 年 月 日付け大畜協第 号で補助金交付決定通知のあった肉用牛経営安定対策補完事業（地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業）補助金について、大分県肉用牛経営安定対策補完事業実施要領第 9 の 3 の規定に基づき、下記のとおり報告します。

併せて補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額 円を返還します。

記

1	補助金の額の確定額 (平成 年 月 日付け大畜協第 号による額の確定通知額)	金	円
2	補助金の額の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額	金	円
3	消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額	金	円
4	補助金返還金相当額 (3 - 2)	金	円

(注) 内訳資料、その他参考となる資料を添付すること

平成 年 月 日

平成 年度 繁殖雌牛増頭実績（中核的担い手育成増頭推進）

〇 〇 農協
組合長 〇〇〇〇 殿

契約者番号 〇〇〇〇

住 所

氏 名

印

	前年 期首頭数 (1月1日) 12か月齢以上 ただし新規は 9か月齢以上	本年 期首頭数 (1月1日) 9か月齢以上	本年新規 参加者の 本年 期首頭数 (4月1日) 9か月齢以上	本年 期末頭数 (実績頭数) (12月31日) 9か月齢以上	繁殖 雌牛 増頭数 ③-① 又は ③-②	育種価 要件	奨励金 交付 対象頭数	(参考) 目標 頭数 (5年後)	備考
繁殖雌牛 飼養頭数	頭	① 頭	② 頭	③ 頭	頭	8万円 10万円	頭	頭	

(注) 1 繁殖雌牛は、繁殖を目的に飼養され、大分県肉用牛経営安定対策補完事業実施要領の第2の1の(1)のエの(ア)及び(イ)の月齢である黒毛和種、褐毛和種、日本短角種、無角和種、その他肉専用種の雌牛(乳用種と肉専用種の交雑種を含まない。)をいう。

2 実績頭数は、繁殖雌牛の飼養頭数を記入する。

3 育種価要件（交付金単価別）

① 8万円/頭：「枝肉重量の育種価が上位1/2（B以上）」又は「その他の形質の育種価のうち2つ以上が上位1/2（B以上）」

② 10万円/頭：「枝肉重量の育種価が上位1/2（B以上）」かつ「その他の形質の育種価の1つ以上が上位1/2（B以上が1つ）」

4 期首頭数は1月1日現在の繁殖雌牛飼養頭数とするが、当該年度に新たに事業に取り組む者については、期首頭数を4月1日現在の繁殖雌牛飼養頭数とする。（肉用子牛生産者補給金契約等諸要件の準備及び現地頭数確認の実施が条件）

(参考：生産者集団等における別紙様式第11号の取りまとめ表)

平成 年度 繁殖雌牛増頭実績 (中核担い手育成増頭推進)

生産者 集団等 別の奨 励金交 付対象 生産者	前年 期首頭数	本年 期首頭数	本年新規 参加者の 本年 期首頭数	本年 期末頭数 (実績頭数)	繁殖 雌牛 増頭数	育種価 要件	奨励金 交付 対象頭数	(参考) 目標 頭数 (5年後)	備考
	(1月1日) 12か月齢以上 ただし新規は 9か月齢以上	(1月1日) 9か月齢以上	(4月1日) 9か月齢以上	(12月31日) 9か月齢以上	③-① 又は ③-②				
	頭	④ 頭	⑤ 頭	⑥ 頭	頭	8万円 10万円	頭	頭	
計									

- (注) 1 繁殖雌牛は、繁殖を目的に飼養され、大分県肉用牛経営安定対策補完事業実施要領の第2の1の(1)のエの(ア)及び(イ)の月齢である黒毛和種、褐毛和種、日本短角種、無角和種、その他肉専用種の雌牛(乳用種と肉専用種の交雑種を含まない。)をいう。
- 2 実績頭数は、繁殖雌牛の飼養頭数を記入する。
- 3 育種価要件 (交付金単価別)
- ① 8万円/頭：「枝肉重量の育種価が上位1/2 (B以上)」又は「その他の形質の育種価のうち2つ以上が上位1/2 (B以上)」
 - ② 10万円/頭：「枝肉重量の育種価が上位1/2 (B以上)」かつ「その他の形質の育種価の1つ以上が上位1/2 (B以上が1つ)」
- 4 期首頭数は1月1日現在の繁殖雌牛飼養頭数とするが、当該年度に新たに事業に取り組む者については、期首頭数を4月1日現在の繁殖雌牛飼養頭数とする。(肉用子牛生産者補給金契約等諸要件の準備及び現地頭数確認の実施が条件)

別紙様式第 12 号

平成 年度肉用牛経営安定対策補完事業（地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業）への参加申請に係る配合飼料価格安定制度加入に関する申告書

公益社団法人 大分県畜産協会
会 長 殿

平成 29 年度肉用牛経営安定対策補完事業（地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業）への参加申請に当たり、大分県肉用牛経営安定対策補完事業実施要領第 3 の 1 に定められた事業参加要件である配合飼料価格安定制度への継続加入等の状況について、下記のとおり申告します。

また、本申告に虚偽があった場合については、事業参加の取り消し等の見直しを受けることを承諾します。

なお、事業実施主体等が配合飼料価格安定制度における基本契約等の締結状況を照会するに当たり、本事業の参加に関する以下の情報を関係機関に提供することについて同意します。

平成 年 月 日

申請者

住 所 _____

団体名 _____

代表者 _____ 印

事業参加者配合飼料価格安定基金制度継続加入確認表

以下の項目のうち、該当するいずれか1つの項目について□にチェックしてください
(また、その内訳について次のページも記入ください。)

- 1 私は、平成 29 年度の配合飼料価格安定制度に加入しています。
(「配合飼料価格安定対策事業実施要綱」に定める「配合飼料価格安定基金」が定める業務方法書に基づく配合飼料の価格差補てんに関する平成 29 年度の数量契約の写しを、この申告書に添付してください。) →①～④を記入
- 2 私は、平成 28 年度及び平成 29 年度のいずれも、配合飼料価格安定制度に加入していません。 →
③、④を記入
- 3 私は、今後、配合飼料の価格差補てんに関する平成 29 年度の数量契約の締結を行う意志があり、
同契約書の写しを後日提出します。 →①～④を記入
- 4 私は、平成 28 年度の配合飼料価格安定制度に加入していましたが、別添の理由により、配合飼料
の価格差補てんに関する平成 29 年度の数量契約を締結していません。
(自給飼料への転換等、平成 29 年度に配合飼料価格安定制度への加入を止めた理由を記述し、この
申告書に添付してください。) →①～④を記入

①配合飼料価格安定基金の契約者名等 (申請者と同じ場合は、記入不要。)

(個人経営者の場合)

・住所：

・氏名： 印

(法人経営者の場合)

・所在地：

・法人名： 印

・代表者名： 印

注：配合飼料価格安定基金における契約書上の氏名、住所等を記入してください。

③ 配合飼料価格安定基金の加入状況 (該当欄に○を記入して下さい。)

	[平成 28 年度]	[平成 29 年度]
(社)全国配合飼料供給安定基金 (全農基金) :		
(社)全国畜産配合飼料価格安定基金 (畜産基金) :		
(社)全日本配合飼料価格・畜産安定基金 (商系基金) :		

③経営類型（該当欄に○を記入して下さい。）

酪農経営	肉用牛経営			養豚経営	採卵鶏	肉用鶏	その他
	繁殖	育成	肥育				

④配合飼料の購入先

（記入例：○△農業協同組合、○△飼料販売代理店、○△飼料株式会社等）

_____	農業協同組合	_____	支所
_____	飼料販売代理店	_____	支店
_____	飼料株式会社	_____	支店

その他：

別紙様式第 12 の取りまとめ

事業参加者の配合飼料価格安定基金制度加入状況等一覧表

生産者集団名等：

事業名	氏名 (法人名)	事業参加要件の該当区分 (いずれかに○を記入すること)				左記に対応する記入項目				備考	
		1 ①～② を記入	2 ③、④ を記入	3 ①～④ を記入	4 ① ③ を記入	①契約者名・住所 ※注 1 (個人又は法人)	②加入状況 ※注 2		③経営類型 ※注 3		④配合飼料 の購入先 ※注 4
							基金名				
						28 年度	29 年度				
1 肉用牛経営安定対策補完事業 (1) 中核的担い手育成増頭推進											
(2) 優良繁殖雌牛導入支援											

※注 1：配合飼料価格安定基金における契約書上の氏名、住所等を記入すること

※注 2：全農基金（社団法人全国配合飼料供給安定基金）、畜産基金（社団法人畜産配合飼料供給安定基金）、商系基金（社団法人全国日本配合飼料価格・畜産安定基金）の区分を記入すること

※注 3：ア酪農経営、イ肉用牛経営・繁殖、ウ肉用牛経営・育成、エ肉用牛経営・肥育を記入すること

※注 4：記入例 ○△農業協同組合、○△飼料販売代理店、○△飼料株式会社等